

四日市市告示第119号

四日市市民間研究所立地奨励金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市民間研究所立地奨励金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市民間研究所立地奨励金交付要綱（平成15年四日市市告示第312号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(奨励金の交付対象事業)</p> <p>第4条 四日市市民間研究所立地奨励金（以下「奨励金」という。）の交付対象事業は、市内において事業者が次の各号の分野における先進的な研究開発を進めるために使用する事業所（以下「研究施設」という。）の新設又は増設を行う事業とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>新原料・新燃料への転換に対応する研究開発に係る事業</u></p> <p>(5) <u>次世代モビリティの研究開発に係る事業</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>臨海部コンビナート地区立地企業2者以上の企業間連携による研究開発に係る事業</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p>	<p>(奨励金の交付対象事業)</p> <p>第4条 四日市市民間研究所立地奨励金（以下「奨励金」という。）の交付対象事業は、市内において事業者が次の各号の分野における先進的な研究開発を進めるために使用する事業所（以下「研究施設」という。）の新設又は増設を行う事業とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 環境浄化分野の製品・技術の研究開発に係る事業</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>新原料への転換に対応する研究開発に係る事業</u></p> <p>(6) <u>航空・宇宙産業の研究開発に係る事業</u></p> <p>(7) <u>次世代自動車の研究開発に係る事業</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p>

<p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和7年3月31日</u>（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日までに計画認定を受けた奨励事業については、この要綱は、なおその効力を有する。</p>	<p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>平成32年3月31日</u>（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日までに計画認定を受けた奨励事業については、この要綱は、なおその効力を有する。</p>
--	---

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。

(商工農水部商工課)